

鳥取県告示第 742 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 湯梨浜町社会 福祉協議会	東伯郡湯梨浜町 大字泊 1085-1	湯梨浜町社会福祉協議 会相談支援事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085-1	平成 18 年 10 月 1 日
社会福祉法人 地域でくらす 会	米子市内町 122	倉吉市障害者地域生活 支援センターぽかぽか	倉吉市幸町 529	〃
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	東伯郡北栄町瀬 戸 36-2	社会福祉法人北栄町社 会福祉協議会相談支援 事業所	東伯郡北栄町田井 46- 2	〃